

# 媒介契約の種類について

媒介契約の種類	内容	レインズ登録の義務	レインズ登録までの期間	活動報告の期間	契約の有効期限
一般媒介契約	依頼をした業者以外の他業者に重ねて媒介の依頼をすることができるもので、当該他業者を明示する義務があるものと明示する義務がないものに分かれる。	義務はなく登録は任意	—	—	—
専任媒介契約	依頼をした業者以外の他業者に重ねて媒介の依頼をすることができないもの。ただし依頼者が自分で発見してきた相手方と取引することは禁止されない。	有り	締結日(の翌日)から7日以内	2週間に1回以上	3か月以内
専属専任媒介契約	依頼をした業者が探索してきた相手方以外の者と契約をすることを禁止する旨の特約を含んだ専任媒介契約。この場合、依頼者が自分で発見した相手方と取引することも禁止される。	有り	締結日(の翌日)から5日以内	1週間に1回以上	3か月以内